

事故発生防止に関する指針

社会福祉法人正晴会

特別養護老人ホームさくら

短期入所生活介護あんず

事故発生防止に関する指針

1. 事故対策の基本方針

社会福祉法人正晴会（以下「当法人」という）は、事故発生防止に関する指針を定め、当法人の方針とする。

ア. 事故発生防止のための基本的な考え方

当法人は、安全かつ適切に、質の高い介護保険サービスを提供するために、常に改善を行い、社会的な評価を得られるよう全力をあげて運営を行う。そのために、サービスの安全性はもとより、職員の健康管理、事故防止に努め、施設の保全について計画的に取り組む。また、事故が発生した場合には、速やかに適切な対応が行えるよう常日頃から全職員をもって自己研鑽に取り組み、事故を未然に防ぐために必要な予見知識の習得に努める。

イ. リスクマネジメント体制整備

介護事故防止・対応マニュアルに基づき、ヒヤリハットや介護事故等が発生した場合は、速やかに報告書を作成するとともに、事故カンファレンス、事故防止委員会にてその内容について検討する。

ウ. 事故防止検討委員会設置の目的

当法人内での事故を未然に防ぐとともに、起こった事故に対しては、その後の経過対応が速やかに行われ、利用者に最善の対応を提供できることを目的とし、安全管理体制を施設全体で取り組める体制作りを推進する。

エ. 事故防止検討委員会の構成委員

事故防止検討委員会は、施設長、介護主任、介護支援専門員、看護職、生活相談員、理学療法士、介護職員、管理栄養士をもって構成する。

尚、委員責任者は特養介護主任とする。

オ. 事故発生防止等の措置を適切に実施するための担当者

事故防止検討委員会責任者と同一とし、特養介護主任とする。

カ. 事故防止検討委員会の開催

定期的に3ヶ月に1回開催し、介護事故発生 of 未然防止、再発防止等の検討を行う。また、事故発生時等、必要に応じ、随時委員会を開催する。

キ. 事故防止検討委員会の役割

a. マニュアル、ヒヤリハット報告書、事故報告書等の整備

介護事故等、未然防止のため、定期的にマニュアルを見直し、必要に応じてマニュアルを更新する。ヒヤリハット報告書、事故報告書等の様式についても定期的に見直し、必要に応じて更新する。

- b. ヒヤリハット報告書、事故報告の分析及び改善策の検討
報告のあったヒヤリハット報告、事故報告の分析をもとに、事故発生防止のための改善策を検討する。
- c. 改善策の周知徹底
検討された改善策を実施するため、職員に対して周知徹底を図る。

2. 職員研修に関する基本方針

事故発生防止の基本的内容等の適切な知識の普及や、安全管理の徹底を図るため、職員採用時に研修を行うとともに、事故防止に関して、年2回の職員研修を実施する。

3. 介護事故発生時の対応に関する基本方針

ア. 利用者への対応・事故処理

介護保険サービスを提供する上で事故が発生した場合、当法人は、利用者に対し必要な処置を講じる等、速やかな対応と迅速・適切な事故処理を行う。また、事故の状況及び事故に際して採った処置については必ず記録し、損害賠償の責を負う事態に対処するため、損害賠償保険に加入する。

イ. 家族等に対する連絡・説明

家族に対しては、あらかじめ指定された緊急連絡先に沿って速やかに連絡を行う。また、事故の発生状況等については、適切な説明が迅速に行えるよう努める。

- a. 事故発生状況及び施設職員の対応状況
- b. 事故の発生原因及びその再発防止策
- c. 事故による損害が発生している場合においては、施設の賠償責任の有無

ウ. その他の連絡・報告について

サービス事業所等に連絡し、県・市区町村に対して介護事故等の必要な報告を行う。

4. 介護事故発生防止のための取り組み

介護事故発生防止のために、事故防止検討委員会にて介護事故報告書を集計し、介護事故等の発生時の状況等を分析することにより、介護事故等の発生原因、結果等を取りまとめ、有効な防止策を検討し、その内容を職員に周知した上で実施する。また、防止策の有効性については看護職、リーダー、夜勤者等が中心となり観察を行い、有効性が認められない場合には、再度、事

故防止委員会にて検討する。

5. 事故発生防止のための基本方針の公表

当法人の事故発生防止のための基本指針は、利用者の求めに応じていつでも施設内にて閲覧できるようにするとともに、いつでも利用者及び家族が閲覧できるようにする。

6. その他介護事故等の発生の防止の推進のために必要な基本方針

介護事故を未然に防ぐために、日頃から利用者の身体状況や精神状況、環境の変化等を観察し、適時、本人の状態に合わせた介護サービスが提供できるように努めます。

附 則

平成27年3月31日より施行する。

平成30年4月1日に一部改正し、施行する。

平成31年4月1日に一部改正し、施行する。

令和3年4月1日に一部改正し、施行する。